

5. 6 本地震による被害と教訓

- (1) 構造物の主な施設としては、2基の配水施設のステンレスパネルタンクの損傷が挙げられる。過去の地震では、斜面崩壊の影響により機能停止する配水池の被害事例はあったが、地震動により配水池本体が損傷し、機能停止した配水池の被害事例は少ない。能登地域には、A社2基、B社30基のパネルタンクが建設されており、本地震により損傷したのは各社1基ずつである。単純な施工上の問題なのか、地震動等の複合的な要因によるものなのかは、今後、十分な照査が必要である。
- (2) 橋梁添架管を含む各種水管橋では、橋台及びコンクリート防護等の沈下により、上部工及び支承部に損傷が発生した。被害を受けた施設では、沿岸部の軟弱地盤であってもコンクリート防護や橋台に杭基礎が用いられておらず、地震時に沈下したものと推察される。また、橋台と埋設部との取合い部で、管路に被害が発生していた。小規模の水管橋であっても、地盤特性、構造特性を踏まえた適切な耐震設計が必要である。
- (3) 緊急遮断弁を設置していた輪島市（旧輪島）や穴水町の上野浄水場系統では、応急給水を確保することができたが、緊急遮断弁が未設置の志賀町や七尾市の一帯の配水池では応急給水が不足することがあり、緊急遮断弁の必要性が再認識させられた。
- (4) 電力停止に伴う被害は大規模な停電が発生しなかったが、穴水町や志賀町などの自家発電設備が設置されている施設では、停電時に正常稼動し、施設機能が保持された。